

改正

平成26年3月25日条例第12号

深谷市社会教育委員設置条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、深谷市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、24人以内とする。

(委員)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、深谷市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、深谷市教育委員会は、その任期中であってもその委嘱を解くことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。